

「障害児通所支援」のご利用を考えている方へ



障害児通所支援事業とは、障がいのある児童や発達に心配がある児童に療育を提供する事業です。
対象児童は、障害者手帳・医師の診断等により療育が必要と認められる児童です。

名称	内容
児童発達支援	主に未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	主に未就学の肢体不自由児に、児童発達支援内容及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等で通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に、居宅を訪問して発達支援を行います。
放課後等デイサービス	就学児に、授業の終了後や長期休暇等の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

サービス利用にかかる利用者負担額は、サービス提供に要した費用の1割です。月当たりの負担額は世帯の所得に応じた負担上限月額までとなります。ただし、事業所により別途おやつ代等実費負担額がかかる場合があります。



所得区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯 (市民税所得割28万円未満)	4,600円
一般2	市民税課税世帯 (市民税所得割28万円以上)	37,200円

※所得を判断する際の世帯の範囲は保護者の属する住民基本台帳の世帯です。保護者が単身赴任等で別世帯の場合も同一世帯員として判断します。

※市民税所得割額は、支給期間の初月が①7～翌年3月の場合：当該年度②4～6月の場合：前年度の確認をします。

※市民税所得割額が28万円未満かの判断については、

- ①指定都市にお住まいであった方についても、標準税率(6%)で計算します。
- ②市民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除及び寄付金税額控除については、控除される前の額となります。
- ③年少・特定扶養親族控除については、廃止される前の計算となります。



幼児教育・保育の無償化により、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間、障害児通所支援等の利用者負担が無償化されます。

障害児通所支援を利用している未就学の児童に兄・姉がいる世帯では、負担上限額が軽減される場合があります。(条件によって、所得制限があります。)



幼稚園・保育所・認定こども園・学童等と併用して利用することができます。(ただし、障害児通所事業所を同一日に複数利用することはできません。)

※その他、気になる点・ご不明な点等ございましたら、ご遠慮なく
障がい福祉課(0744-20-0015)までお問い合わせください。